第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 運送業務等(第3条-第59条)

第1節 通則(第3条-第5条)

第2節 引受け(第6条-第15条)

第3節 積付け、積込み又は取卸し(第16条)

第4節 貨物の受取及び引渡し (第17条-第24条)

第5節 指図 (第25条・第26条)

第6節 事故 (第27条-第29条)

第7節 運賃及び料金 (第30条-第37条)

第8節 責任(第38条-第51条)

第9節 連絡運輸 (第52条-第59条)

第3章 附帯業務(第60条-第62条)

第1章 総

第1条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

当店は、特別積合せ貨物運送を行います。 4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

第2条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、 この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。 2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約

の申込みに応じることがあります。

第2章 運送業務等 第1節 通 則

(受付日時)

第3条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示しま (運送の順序)

第4条 当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行いま す。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当 な事由がある場合は、この限りでありません。

第5条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。 発送期間 貨物を受け取った日を含め2日

輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離170キ

ロメートルにつき1日。ただし、1日未満の端数は1日とします。 三 集配期間 集貨及び配達をする場合にあっては、各1日

2 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったとき は、これをもって延着とします。

第2節 引受け

(貨物の種類及び性質の確認)

第6条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類 及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立 会いの上で、これを点検することがあります。

3 当店は 前項の規定により点輪をした場合において 貨物の種類 及び性質が申込者の通知したところと異ならないときは、これによ り生じた損害の賠償をします。 4 当店が、第2項の規定により点検をした場合において、貨物の種

類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

第7条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒 絶することがあります。

当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第2

項の規定による点検の同意を与えないとき。

三 当該運送に適する設備がないとき。 四 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五 個人情報など特段の注意を要するもの 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法

律第77号) 第二条第二号に規定する暴力団 (以下「暴力団」と いう。) の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとな ると認められる運送、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の 風俗に反するものであるとき。 七 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。

ア 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力である と認められるとき

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団 体であると認められるとき。

ウ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があると認 められるとき。

エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者 (荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて 高いと当店が判断する者を含む。) であると認められるとき

八 貨物が次に掲げるものであるとき。 動物、魚類などの生動物

イ その他当社が特に引受けを拒絶すると定めたもの 九 天災その他やむを得ない事由があるとき。

2 当店は運送を引き受けた後に前項第六号又は第七号に該当する ことを知ったため、運送を行わないこととする場合は、遅滞なく その旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。

3 前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があ

第8条 荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しな ければなりません。ただし、個人 (事業として又は事業のために運 送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第30条第2項に おいて同じ。) が荷送人である場合であって、当店がその必要がな いと認めたときは、この限りではありません。

貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及

集貨先及び配達先又は発送地及び到達地(団地、アパートその 他高層建築物にあっては、 その名称及び電話番号を含む。)

運送の扱種別

四 運賃、料金(第32条の二に規定する積込料及び取卸料、第3 3条に規定する待機時間料、第60条第一項に規定する附帯業務 料等をいう。)、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金そ の他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の支払に関する事

五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 高価品については、貨物の種類及び価額

七 品代金の取立てを委託するときは、その旨 八 運送保険に付することを委託するときは、その旨

その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状 に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。こ の場合においては、荷送人は、送り状を交付したものとみなします。

3 荷送人は、当店が第1項の送り状の交付の必要がないと認めたと きは、当店に第1項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。 (高価品及び貴重品)

第9条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債 権、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、 イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、 緑 柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各そ

二 美術品及び骨董品

容器及び荷造りを加え1キログラム当たりの価格が2万円を 超える貨物 (動物を除く。)

2 前項第3号の1キログラム当たりの価格の計算は、1荷造りご

とに、これをします。 この運送約款において貴重品とは、第1項第一号及び第二号に掲 げるものをいいます。

(運送の扱種別等不明の場合)

第10条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、 運送の扱 種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨 物の運送をします。

(荷 造 り) 第11条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱 種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりませ

当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求

します。 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損 害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けるこ

(外装表示)

とがあります。

第12条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しな ければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

品名

四 その他運送の取扱いに必要な事項 2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載し た荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。 (特殊な管理を要する貨物の輸送)

第13条 当店は、特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、 荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあり

当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

(危険品についての特則)

第14条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれの ある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明 記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質そ の他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなけれ

(連絡運輸又は利用運送)

第15条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他 の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送 若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

> 第 3 節 積付け、積込み又は取卸し

(積付け、積込み又は取卸し)

第16条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の

責任においてこれを行います。 3 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通 常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受

> 第 4 節 貨物の受取及び引渡し

(受取及び引渡しの場所)

人の負担とします。

第17条 当店は、送り状に記載され、又は通知された集貨先又は発送 地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、送り 状に記載され、又は通知された配達先又は到達地において荷受人又 は荷受人の指定する者に貨物を引渡します。 (管理者等に対する引渡し)

第18条 当店は、次の各号に掲げる場合には、 当該各号に掲げる者 に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなしま

荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、 従業員又はこれに準ずる者

二 船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者 又はこれに準ずる者

(留置権の行使) 第19条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等 の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

2 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約 について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、 当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によっ て当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあり

(指図の催告)

第20条 当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、 荷送人に対し、 相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。

2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由により これを受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、 相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、 さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をす ることがあります。

(引渡不能の貨物の寄託) 第21条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第 2項の場合に掲げる場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を 倉庫営業者に寄託することがあります。 2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、

その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。 3 当店は、第1項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉

荷証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに 代えることがあります。 4 当店は、第1項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があ

った場合において、当該貨物について倉荷証券を作らせたときは、 運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉荷 証券を留置することがあります。

(引渡不能の貨物の供託) 第22条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第20条

第2項の場合には、その貨物を供託することがあります。 2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、 その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。 (引渡不能の貨物の競売)

第23条 当店は、第20条の規定により荷送人に対して指図すべきこ とを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物 を競売することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落の おそれがある貨物は、第二十条の催告をしないで競売することがあ

3 当店は、第2項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、 その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

当店は、第1項又は第2項の規定により貨物の競売をしたときは、 その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び競売 に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請 求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。 (引渡不能の貨物の任意売却)

第24条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第20条 第2項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであ って、第20条の手続をとるいとまがないときは、その手続によら

ず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。 2 前項の規定による売却には、前条第3項及び第4項の規定を準用

(貨物の処分権)

第25条 荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その 他の処分につき指図をすることができます。

第 5 節 指

2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合に おいて、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたとき け 行使することができません。

第1項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指 図書を提出しなければなりません。 (指図に応じない場合)

第26条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合に は、前条第1項の規定による指図に応じないことがあります。 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を

平成31年4月

荷送人に通知します。

第 6 節 事

(事故の際の措置)

第27条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期 間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます

貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったと

三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。 当店は、前項各号の場合において、指図を待ついとまがないとき

又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益 のために、当店の裁量によって、当該 貨物の運送の中止若しくは 返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分を することがあります。 3 第1項の規定による指図には、前条の規定を準用します。 (危険品等の処分)

第28条 当店は、第14条の規定による通知及び明記をしなかった爆 発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、 必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去 するための処分をすることができます。同条の規定による明告及び 明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれが生 じたときも同様とします。

2 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。 3 当店は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨 を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第29条 当店は、荷物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、 その貨物の引渡期間の満了の日から1月以内に限り、事故証明書を 発行します。

2 当店は、貨物の一部減失、損傷又は延着に関し、その数量、状態 又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引 渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別な事情が ある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行すること があります。

第 7 節 運賃及U料金

(運賃及び料金)

第30条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃 料金表によります。

2 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を 対象とするものを除く。)を対象とした運賃及び料金並びにその適 用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。 (運賃、料金等の収受方法)

第31条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金 等を収受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、そ の概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、そ の過不足を払い戻し、又は追徴します。 3 当店は、第1項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、

運賃、料金等を荷受人から収受することを認めることがあります。 (積込料又は取卸料) 第32条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当

店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。 第33条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷 受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しく は取卸し又は第六十条第一項に規定する附帯業務を行う場合における 待機した時間を含む。)に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

(延 滞 料) 第34条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が 運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日 から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利14. 5パーセントの割合で、延滞料の支払いを請求することがあります。

(運賃請求権) 第35条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由 により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は当店が責 任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当 店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これ

2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人

の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を

(事故等と運賃、料金) 第36条 当店は、第25条及び第27条の規定により処分をしたとき は、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、 料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金 等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときには、

荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを 荷送人又は荷受人に払い戻します。

を払い戻します。

(中止手数料) 第37条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任 を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することが あります。ただし、荷送人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありませ

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

積合せ貨物の運送にあっては、1運送契約につき500円 貸切り貨物の運送にあっては、使用予定車両が普通車である場 合には1両につき3,500円、小型車である場合には1両につき

第8節責

(責任の始期) 第38条 当店の貨物の減失、損傷についての責任は、貨物を荷送人か ら受け取った時に始まります。

(責任と挙証) 第39条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が減失し 若しくは損傷し、若しくはその減失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任 を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意 を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(コンテナ貨物の責任) 第40条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であっ て当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの 滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする 者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した 者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりま

荷送人が貨物を詰めたものであること

コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。 (特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第41条 当店は、特殊な管理を要する貨物の運送について、第13条 第2号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊 な管理について責任を負いません。 (荷送人の申告等の責任) 第42条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、送り状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通

知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その 記載について青任を負いません。

(送り状等の記載の不完全等の責任) 第43条 当店は、送り状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告 が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を

2 前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその 損害を賠償しなければなりません。 第44条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損

害については、損害賠償の責任を負いません 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、

さびその他これに類似する事由

同盟罷業、同盟怠業、社会的騷擾その他の事変又は強盗 不可抗力による火災

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他

六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押

え又は第三者への引渡し 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(高価品に対する特則)

第45条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種 類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着に

ついて損害賠償の責任を負いません。 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

- 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知 っていたとき。

二 当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は 延着が生じたとき。

(責任の特別消滅事由)

第46条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人 が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨 物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場 合において、貨物の引渡しの日から2週間以内に当店に対してその 通知を発したときは、この限りではありません。

前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅

失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。 3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合 において、当該貨物の運送に係る荷受人への貨物の引渡しの日か ら二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできな い 損傷又は一部滅失があった旨の通知を受けたときは、荷送人に 対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該 通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみ なします。

(損害賠償の額) 第47条 貨物に全部減失があった場合の損害賠償の額は、その引渡し がされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めま

2 貨物に一部減失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における、引き渡された貨物の価格と一 部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこ れを定めます。 第35条第1項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人

額よりこれを控除します。 4 第1項及び第2項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を

又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前2項の賠償

5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総 額を限度とします。 第44条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過 失によって貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより

第49条 当店の責任は、貨物の引渡しがされた日(貨物の全部滅失の 場合にあっては、その引渡しがされるべき日)から1年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

生じた一切の損害を賠償します。

(除斥期間)

(利用運送の際の責任)

(賠償に基づく権利取得)

前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合 意により延長することができます。 3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合 において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の 請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期 間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三 月を経過する日まで延長されたものとみなします。

第50条 当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送 機関を利用して運送を行う場合においても運送上の責任は、この約 款により当店が負います。

物に関する一切の権利を取得します。

当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨

第 9 節 連 絡 運 輸 (通し送り状等)

全運送についての運賃、料金等を収受します。

第52条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の 運送を行う場合(以下この節において「連絡運輸の場合」という。) において、当店が送り状を請求したときは、荷送人は、全運送につ いての送り状を交付しなければなりません。

当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金 等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、 荷受人から収受することを認めることがあります。

第53条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、

3 第1項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、 第31条第2項の規定を準用します。

(引渡期間)

(運賃、料金等の収受)

(中間運送人の権利) 第54条 連絡運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代 わってその権利を行使します。 (責任の原則) 第55条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着に

ついて、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。 (運送約款等の適用) 第56条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、 その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場 合であって、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の 損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによりま

送約漱又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに 相当するものを合算した期間に、1運送機関ごとに1日を加算した (損害賠償事務の処理) 第58条 連絡運輸の場合には、貨物の減失、損傷又は延着についての

第57条 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運

損害賠償の額を決定してその支払いをします。 (損害賠償請求権の留保) 第59条 連絡運輸の場合における第46条第1項の留保又は通知は その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができ

損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、

第3章 附带業務

(附帯業務及び附帯業務料) 第60条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り 仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼 り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、 技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引 き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を 収受し、当店の責任においてこれを行います。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す 限り、第2章の規定を準用します。 第61条 品代金の取立ての追付又は変更は その貨物の発送前に限り

これに応じます。 2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送 人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若し

くは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能と なった場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。 第62条 運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したと きは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けま

2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。

セイノースーパーエクスプレス株式会社 東京都江東区辰巳三丁目 10 番 23 号